

東京における戦災復興と河川埋立に係る一考察

東京都土木技術支援・人材育成センター 正会員 石原 成幸

1. はじめに

現在、東京都では魅力的な水辺の都市空間の実現を目指して各種の取り組みを行っている¹⁾。東京では戦前まで舟運が盛んであり水辺にはにぎわいがあった。しかし、戦後、多くの河川で廃止や埋立が行われてきた経緯があり、こうした背景を理解することは、都市の将来像を考えるうえで非常に重要なことである。

本報では、戦災復興事業により河川埋立が実施された背景について、現存する行政資料や各種図書等の比較検討を通じ、一つの考察を試みたものである。

2. 調査対象

図-1 には、本報で対象とする河川の位置を示した。これらの河川は、戦災復興事業における昭和 22 年 11 月 26 日付 戦災復興院告示第 122 号による東京都市計画河川埋立の対象河川 17 河川のうち、灰燼の処分先として埋立られた河川、並びに追加告示された河川である。

その所在は、戦災復興の混乱期にあって灰燼処理の運搬手段・費用面などから、全て都心近傍に位置している。



図 - 1 灰燼による埋立河川

3. 戦災復興計画（東京都特別都市計画） の概要

昭和 20 年、内務省に戦災復興院が設置された。昭和 21 年 9 月には、特別都市計画法が施行され、ここに緑地地域並びに土地区画整理が新たに法制度化された。翌年には、戦災復興院より都市計画運河・河川の改修、高潮事業、埋立等が告示された。また、市街地に山積みされた灰燼の処理については、都市計画東京地方委員会において河川に灰燼を埋立てることとした「不用河川埋立計画」が決定され、その後に追加決定が行われたことから、対象河川は表-1 のとおりとなった。当該事業における灰燼の処理量は約 90 万 m³を上回り、同 26 年までに事業を概成した。

表-1 戦災復興計画のうち灰燼処理に係る河川埋立一覧

NO	河 川 名	計画決定	灰燼埋立	灰燼埋立	灰燼処理量	事業費	備 考
		延長(m)	延長(m)	面積(m2)	(m3)	(千円)	
1	外濠(東京駅・鍛冶橋)	910	840	35,714	201,780	93,000	運輸省・都施行計, S25変更
2	東堀留川	458	1,057	14,200	96,780	51,000	
3	龍閑川	1,152	442	13,019	84,300	69,000	神田堀(龍閑寺川)
4	新 川	565	556	8,065	32,160	23,000	
5	浜町川	1,610	1,142	15,490	103,860	40,000	
6	六間堀川	909	904	99,847	44,640	66,000	
7	三十間堀川	1,108	1,097	35,911	292,200	167,000	S23追加告示
8	真田濠	(290)	347	23,397	59,220	30,000	上智大学G
	合 計		6,385	245,643	914,940	539,000	

※ 計画延長は都市計画決定告示(S22)による。 ※埋立延長等は「建設のあゆみ」による。

キーワード 戦災復興、河川埋立、灰燼処理、区画整理、

連絡先 〒136-0075 東京都江東区新砂 1-9-15 TEL 03-5683-1530 E-mail : ishihara@doboku.metro.tokyo.jp

4. 灰燼処理と河川埋立計画

一般に、戦災復興における灰燼処理は、都心部の街路にガラがうず高く積まれた状況下において、その処理を早急に行うよう GHQ から指示された東京都知事が、費用をかけない解決策を建設局長に命じ、これに応じて都心の不要河川を灰燼で埋立・売却し、灰燼処理費に充当する計画を立案したとされている²⁾。

今回、改めて関係資料を比較検討した結果、次のことを確認した。

1) 土地区画整理事業としての河川埋立

復興事業における河川埋立は、戦災跡地清掃（灰燼処理）の一環として、区画整理部門の所管で行われた経緯がある³⁾。その設計に用いられた土地区画整理設計標準⁴⁾には、都市計画施設の「施設決定は都市計画課と協議する」との記載がある一方、「河川、公園の変更廃止については、一応河川課、公園緑地課に連絡する」と記されており、土地利用の便を優先する施設計画を規定したものとなっている。

この規定からは、河川の埋立が区画整理部門により計画・設計され、河川管理者に通知されたと推認できる。

2) 埋立対象河川の決定理由

戦災復興に伴う河川の埋立は、比較的利用価値の低い河川を選んで決定したとされている⁵⁾。

しかし、「東京都三十間堀川他三河川の埋立事業について」³⁾には、当初計画にあった河川だけでは土地評価額が低く、灰燼処理費を土地売却代金で賄うことができないため、地元の反対意見を抑えて事業費見合いで土地評価の高い三十間堀川を追加決定した、と記載されており、必ずしも利用価値の低い河川が埋立られたものではないと推察される。

3) 河川埋立計画の立案背景

旧東京市が作成した河濠整理計画⁶⁾には、外濠の価値を否定した記載に続き、「埋立により一切の不浄なる水面を眼界より除去し、之に代ふる清鮮なる緑地と快適なる道路を以てせむとす」との結論が記されており、既に昭和初期には東京駅八重洲口の整備に併せて、外濠の埋立が検討されていたことがある。

5. 考察

戦災復興における灰燼処理事業に際しては、水辺の価値を評価することなく計画が立案され、都市計画事業に位置づけられた土地区画整理によって河川埋立が実施された。その結果、図-1 に示したように、その後の河川埋立へと繋がっていったと考えられる。

このことから、今後の都市基盤整備のあり方を考えるうえで、水辺の価値を適切に評価することが必要であると考えられる。

6. まとめ

戦災復興事業における河川埋立は、利用価値の低い河川を対象とした灰燼処理であるとされているが、関係資料からは灰燼処理費に見合う事業費の捻出を目的としたことや埋立後の土地売却費が高く見積られる河川を対象としたことが推察された。

ここに、各種資料の提供を頂いた関係者各位に対し、改めて謝意を表します。

参考文献

- 1) 東京都産業労働局観光部企画課、東京の水辺空間の魅力向上に関する全体構想、2006 年、
- 2) 越沢 明、東京の都市計画、岩波新書、1981 年、pp.234-237. ほか
- 3) 小島一三、東京都三十間堀川他三河川の埋立事業について、新都市、1948 年、第 2 巻第 8 号、pp.25-27.
- 4) 区画整理課整地係、東京都復興土地区画整理設計標準、東京都建設局、1946 年、pp.71-76.
- 5) 東京都建設局、建設のあゆみ、東京都建設局、1953 年、pp.205-207. ほか
- 6) 監査局都市計画課、河濠整理計画、東京市監査局、1936 年、pp.9-33.